

令和5年度第2回舞鶴市障害者施策推進協議会 議事要旨

【日 時】 令和6年1月10日（水） 午後2時00分 ～ 午後3時50分

【場 所】 舞鶴市役所 議員協議会室（本館4階）

【出席者】 峰島会長、黒田委員、高井委員、山内（亨）委員、森下委員、品田委員、奥雲委員、田中委員、清本委員、山内（美）委員、鈴木委員、北村委員、磯野委員、桐田委員、公文委員、熊取谷委員、南委員、山本委員、西井委員、古橋委員、藤井委員、福谷委員

【欠席者】 市村委員

【要 旨】

1. 開会あいさつ

2. 議事

（1）第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）等について【資料1】【参考資料】

- ・事務局より「ヒアリング調査の結果について【参考資料】」について説明。
- ・事務局より「計画（素案）【資料1】」について説明。

【委員からの意見（障害者計画）】

（山内(亨)委員) 2 ページ、計画の位置づけ図について、社会福祉協議会にて策定している「地域福祉活動計画」を追記いただきたい。本計画は、市の「地域福祉計画」との連携を密にした実施計画としており、現行の「地域福祉計画」では、連携関係として、計画の位置づけ図に記載いただいている。

40 ページ、方向性 (2) の基本的な施策①の2つ目、2行目に「地域包括支援センターをはじめとする」とあるが、「障害者相談支援センター」を加えてはどうか。

また、3行目、「重層的支援体制の整備を推進し」とあるが、今年度から市の委託を受けて社会福祉協議会にて重層的支援体制整備事業を実施しているので、「重層的支援体制を整備し」にしてはどうか。

（事 務 局）2 ページ、位置づけ図への記載については、別途、担当部署等と相談し、検討する。また、40 ページについては、ご意見のとおり修正する。

- (田 中 委 員) 全体的に文末が、「努めます」や「図ります」との記載であり、計画は策定するが、施策を実施してもしなくてもいいと感じとれるが、よいか。
- (峰 島 会 長) 特に障害者計画は、計画期間が6年間のため、6年後を見込んだ数値や指標を設定することが、一概に妥当であるとは限らないが、国が推奨しているように、PDCAサイクルに基づく、進捗管理や内容等の見直し等が検討できる書き方はできないか。
- (事 務 局) なるべく数値や指標を設定し、施策の進捗を図りたいが、6年間の長期計画であること、障害福祉分野だけでなく、教育や就労等分野が幅広いこと等を踏まえ、作成している。各分野の施策等の進捗状況等については、本協議会にご報告し、適宜、ご意見を頂戴したい。田中委員からのご意見については、事務局にて書き方を検討する。
- (峰 島 会 長) 計画の進捗、管理体制については、本協議会への報告、議論だけでなく、事業所等から聞き取りを行う等の記載をしてほしい。
- (事 務 局) 88ページに記載のとおり、本協議会の他に、相談支援事業所等にて構成する「障害とくらしのネットワーク会議」への報告、意見交換を行うほか、障害者団体や当事者の方々へのヒアリング調査等を適宜、実施していきたいと考えている。
- (藤 井 委 員) 元旦に、能登半島で地震が発生し、市内でも避難された方がいる。防災については、36ページで記載されているが、今回の地震を受け、内容を見直す必要があるのではないか。
- (事 務 局) 36ページでは、障害のある人や高齢の方で、避難時に支援が必要な方の個別支援計画の作成等について記載しているが、なかなか進んでいないのが現状である。甚大な被害の地震が発生した場合を想定した見直しについては、市の「地域防災計画」との整合性を図る必要があると考えるため、適宜、見直しを図りたい。

(清本委員) 障害者団体の会員から社会参加のための外出への移動手段が不足しているなど、移動に困っているとの声が多くある。社会福祉協議会が実施している福祉送迎サービス事業による移動支援もあるが、運転手が不足しており、利用が難しいのが現状である。

(峰島会長) 通院等の必要不可欠な外出ではなく、行事やイベント等に参加する際の移動手段がないとのことである。全国的に高齢者の免許返納を推進する動きがある中、車に代わる移動手段の保証が必要である。早急に検討し、具体的に記載できないか。

(事務局) 32 ページにおいて、外出時の移動支援として、車両移送支援や通院にて人工透析等を受けられている方へのタクシー券の交付、高齢者の外出支援等の実施を挙げている。また、交通手段の確保として、交通事業者と連携した外出しやすい環境づくりに努める等の記載をしている。

(峰島会長) 高齢者の外出支援事業は、どなたでも利用できるのか。

(事務局) 買い物や通院など、外出理由に制限はないが、75 歳以上の方が対象となる。事業内容としては、1 乗車区間を 200 円で乗車できる乗車票や 1,000 円分のタクシーチケットを 500 円で販売し、対象者に購入いただくものである。

(山内(亨)委員) 福祉送迎サービス事業は、ボランティアの運転手に依頼し、月数回を限度に 10 数名の登録者を対象に有料で実施しているが、運転手が不足している。先日、参加した市の交通対策に関する会議で、タクシーやバスの運転手の確保が難しいとの意見もあり、障害福祉分野だけの課題ではないため、障害者計画で記載することは非常に難しいのではないか。市全体の問題として、各関係課で検討し、対応していくことが必要である。

(峰島会長) 第1回会議で意見があったように、福祉人材の確保についても、介護人材のなり手不足等、福祉だけの問題ではなく、若い人材の不足等も考えられる。障害福祉分野だけの課題ではないと思うが、記載することはできないか。

(事務局) 移動支援については、公共交通機関に身体障害者手帳や療育手帳所持者と同様に、精神障害者保健福祉手帳所持者についても運賃の割引について、担当課を通じかけあうも実現できていないのが現状である。

問題提起として、障害者計画に記載することは難しいが、ライドシェア等の国が示している制度等の動向を注視し、対応していきたい。

(山本委員) 通学手段なく、中学校に通うことができない肢体不自由障害のある生徒が本校の中学部に入学された。中学部は知的な遅れのある生徒がほとんどであるため、1人で市立中学校と同じ授業を受けているが、通学手段さえ確保されれば、市立中学校で同級生と同じ環境で学習できる生徒である。

計画等で一人ひとりの障害に応じた支援やインクルーシブ教育システムの推進等を謳うことは簡単だが、学齢期の通学支援など、具体的な施策による支援にてを推進を担保していくことは難しいと思うが、制度や手段があればいい。

文部科学省では、インクルーシブ教育をどのように推進できるか本腰を入れて研究しているが、支援員を配置等だけでは解決する課題ではないことを皆様にも承知おきいただきたい。

(峰島会長) 移動に課題については、通学だけでなく、通勤も同じであり、障害福祉サービスの利用においても場合によっては、送迎バスの利用ができない等の課題が顕著に出てくると思う。

他市町村では、通勤時のホームヘルプサービスによる介助について、一定の制限のもと利用が実現した事例がある。通学時のホームヘルプサービスや福祉タクシーの利用等について、検討していく必要があると思うので、どこかで触れた方がいいと思う。

(事務局) どの程度、記載できるか分からないが、事務局にて検討する。なお、パブリック・コメント実施前に改めて、計画(案)を送付する。

【委員からの意見（障害福祉計画・障害児福祉計画）】

（藤井委員）今後の事業所数の増減見込みはどうか。

（峰島会長）撤退や撤退見込みがある事業所等はないか。生活介護の事業所が足りていない等の課題はないか。

（事務局）令和4年度に就労継続支援A型やB型の新規開設があった。今後、B型事業所を開設予定と聞いているが、現時点では、撤退等の話は聞いていない。また、生活介護の事業が不足していることもない。

しかし、重度障害のある樋地を受け入れてくれる事業所は少ないので、ニーズに応じた事業所の開設を求める等の調整が必要であると考えます。

（峰島会長）支援学校からの卒業生で、進路が決まらない生徒はいるか。

（山本委員）生徒の事情等により、進路が決定するまでに時間がかかることはあるが、全く決まらないことは現時点ではない。

（山内(亨)委員）81 ページ、(イ) 権利擁護の推進のうち、②成年後見制度利用支援事業の2行目において、①舞鶴市成年後見支援センター事業の説明が①と重複で説明されているので、②の支援事業の説明としていただくなど修正をお願いしたい。

（事務局）記載内容について、事務局にて検討し、別途、調整させていただきたい。

（山内(美)委員）集まりの会において、障害福祉サービスの内容や制度等について、様々な情報を家族は知りたいと思っている。しかし、内容や仕組みが複雑で難しいため、内容を分かりやすくまとめた冊子等を作成し、配布していただく等により情報を提供いただきたい。

（事務局）医療的ケア児については、出生から18歳までの間に利用できる制度等をまとめた「支援パス」を発行し、配布している。

障害福祉に関する制度等についても、できるだけ簡潔に分かりやすいものを情報発信できればと考えている。

(峰 島 会 長) 現在、検討されている報酬改定の議論において、障害者手帳を所持していないこどもでも放課後等デイサービスを利用することを認める等の議論があるため、障害者手帳がなくても利用できる制度等の情報発信など、障害者手帳を所持していない人への支援も含めて検討いただきたい。

また、各障害福祉サービスの報酬単価だけでなく、「就労選択支援事業」や障害児施設の再編、最低定員基準の見直し等、現在も議論されている。

そのため、パブリック・コメント後に国の方向性が決定することもあることから、適宜、検討、計画に追加していくという文言を入れていただく必要がある。

なお、「就労選択支援事業」は、職業教育や職業訓練として、在校生も利用できる可能性があるため、学校も大きく関係してくると考えられる。

(2) パブリック・コメントの実施について

- ・令和6年1月31日から令和6年2月29日を募集期間として、市民等を対象に計画（案）に関するパブリック・コメントを実施。
- ・閲覧場所は、市役所内の障害福祉・国民年金課や子ども支援課をはじめ、各公民館やまなびあむ、身体障害者福祉センターとし、市ホームページにも掲載。
- ・文書による意見で、郵送やファックス、メール等で受付し、匿名、電話、口頭での意見は受け付けない。
- ・提出された意見等をもとに、最終案の作成し、第3回会議にて議論いただき、策定する流れとなる。意見の内容や市の回答についても第3回会議にて委員の皆様へ報告させていただく。

3. その他

次回、第3回会議は、3月18日（月）午後2時からを予定。